

墨田区障害者基幹相談支援 センターについて

令和6年8月30日

第1回墨田区地域自立支援協議会資料

墨田区障害者 基幹相談支援センター



障害者基幹相談支援センターは、地域における相談支援体制の中核的な役割を担う機関として次の4つの機能を果たします！

機能1 総合相談・専門相談

相談内容に応じて、情報提供や適切な機関へおつながります。

▶総合相談

障害者手帳取得前など、どこに相談したらよいかわからない時にお問い合わせください。

▶専門相談

専門職を配置し、相談支援事業所等からの専門的な相談に対応します。

機能2 相談支援体制強化



重点的に取り組みます！

相談支援従事者の質の向上をめざし、相談支援事業所へ支援の検証・検討の場の設置や研修会を開催し事業者支援と支援者支援を行います。また、地域における連携体制を構築し相談支援体制の強化に取り組みます。

機能3 障害者虐待防止センター

虐待から障害者を守り、養護者への支援を行うための相談窓口です。障害者虐待（養護者・使用者・障害者福祉施設従事者等）を受けたおそれのある人を発見したり、障害者虐待を受けたら相談、通報してください。

機能4 地域移行・地域定着

地域移行に関する普及啓発を病院や入所施設等に行い、地域定着の促進に取り組みます。

裏面もあります！



ご相談はこちらから

受付時間：月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時まで
(祝日、年末年始を除く)

電話：03-5608-1596

ファクシミリ：03-5608-6423

窓口：墨田区役所3階 障害者福祉課内

メール：syougaihukus@city.sumida.lg.jp

墨田区24時間障害者虐待通報ダイヤル

03-3625-1103



通報者のプライバシーは守ります。虐待かな、と思ったらすぐにご連絡ください。

利用対象となる方

- 相談支援事業所、障害のある方の支援者及び支援機関等
- 障害に関して相談先が分からない方

利用料無料
障害の種類は問いません

●こんなご相談をお受けします



相談支援専門員

- 計画をチェックしてもらい、アドバイスをもらいたい。
- 支援が困難なケースのため、担当者会議に出席してもらいたい。
- 基本的なことではあるが、計画の書き方や進め方について相談させてほしい。



区民

- 障害者手帳は取得した方がいいの？障害福祉サービスってどんなサービスなの？
- どんな支援が受けられるの？私の場合はどこに相談するのが一番いいのか教えてほしい。

所在地



墨田区
障害者基幹相談支援センター
吾妻橋一丁目23番20号
墨田区役所3階 障害者福祉課内



区ホームページもご覧ください！！



墨田区の相談支援体制の構築

相談支援の機能

機能の担い手

地域の相談支援の中核的な役割

＜第3層＞
地域における
相談支援体制
の整備や社会
資源の開発

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援
- 地域の支援体制の整備に向けた協議の場（地域づくり）
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

障害者基幹相談支援センター
地域自立支援協議会

住民に対する
個別の相談支援

＜第2層＞
一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

障害者福祉課ケースワーカー、
保健所地区担当保健師

＜第1層＞
相談支援を基盤
とした計画相談
支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
 - ・ サービス利用支援
 - ・ 継続サービス利用支援

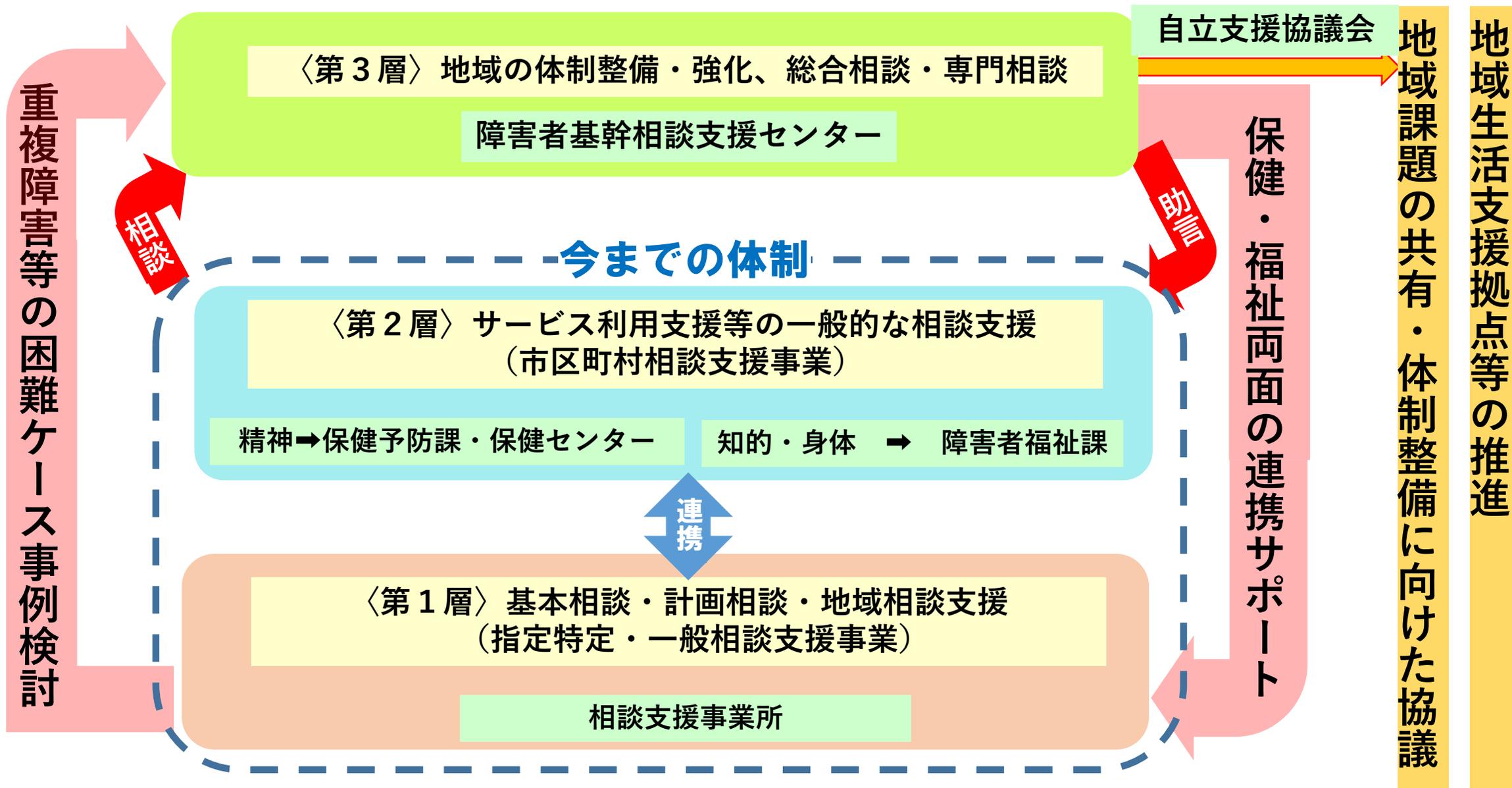
相談支援事業者
（区内12事業者＋近隣区）

墨田区の基幹相談支援センターの役割と自立支援協議会との関与

「第3層：地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など」に位置づけられる基幹相談支援センターと地域自立支援協議会の6つの機能は以下のとおりです。

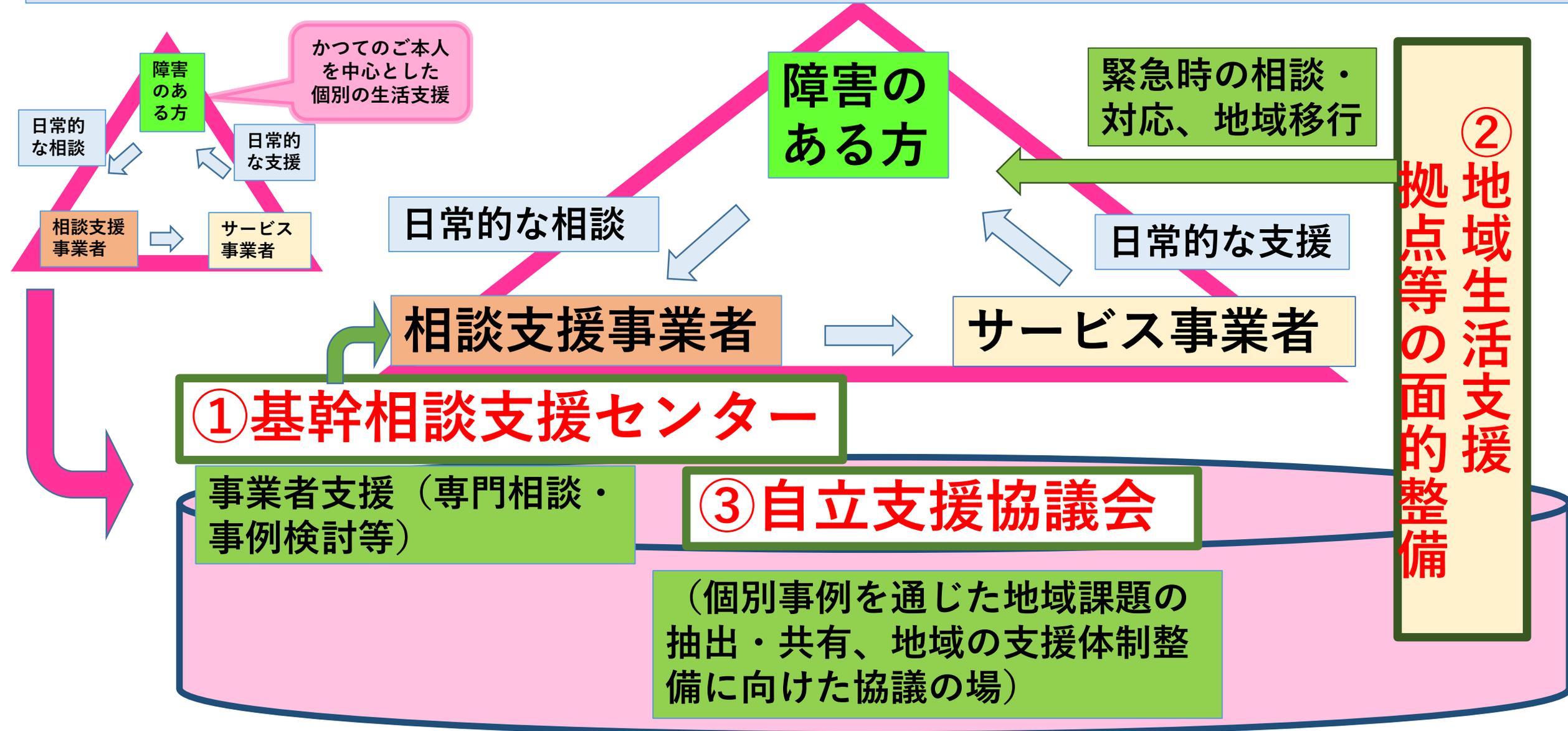
6つの機能	基幹相談支援センター		
①総合的・専門的な相談の実施	総合相談・専門相談 (①)	総合相談事業 専門相談事業(支援者個別支援・ケース会議支援等)	④地域の支援体制の整備に向けた協議の場(協議会)
②地域の相談支援体制の強化の取組		【拡充】事業者連絡会事業	
③地域の相談支援事業者に対する助言等支援者支援	地域の相談支援体制強化(②③) ↓	【新規】支援体制ネットワークの構築(i)	↓
④地域の支援体制の整備に向けた協議の場(地域づくり)	・相談支援事業者の育成と質の担保・向上	【新規】事業者運営支援事業(i) 【新規】計画作成支援事業(ii)	・協議会の運営への関与を通じた関係機関等の連携緊密化
⑤地域移行・地域定着の促進の取組	地域移行・地域定着の促進の取組(一部) (⑤)	【新規】専門研修(iii) 【拡充】研修(事例検討会) 東京都の相談支援事業者研修(初任・現任・主任)周知	・支援の検討・検証による地域課題の抽出
⑥権利擁護・虐待防止	権利擁護・虐待防止(一部)(⑥)	【新規】地域移行希望実態調査 【新規】地域移行支援事業(保健予防課) 【拡充】三障害の障害者虐待対応の一体的実施 【拡充】障害者虐待対応ケース会議(定例)	↓ 地域づくり

墨田区における相談支援体制の強化と期待する成果

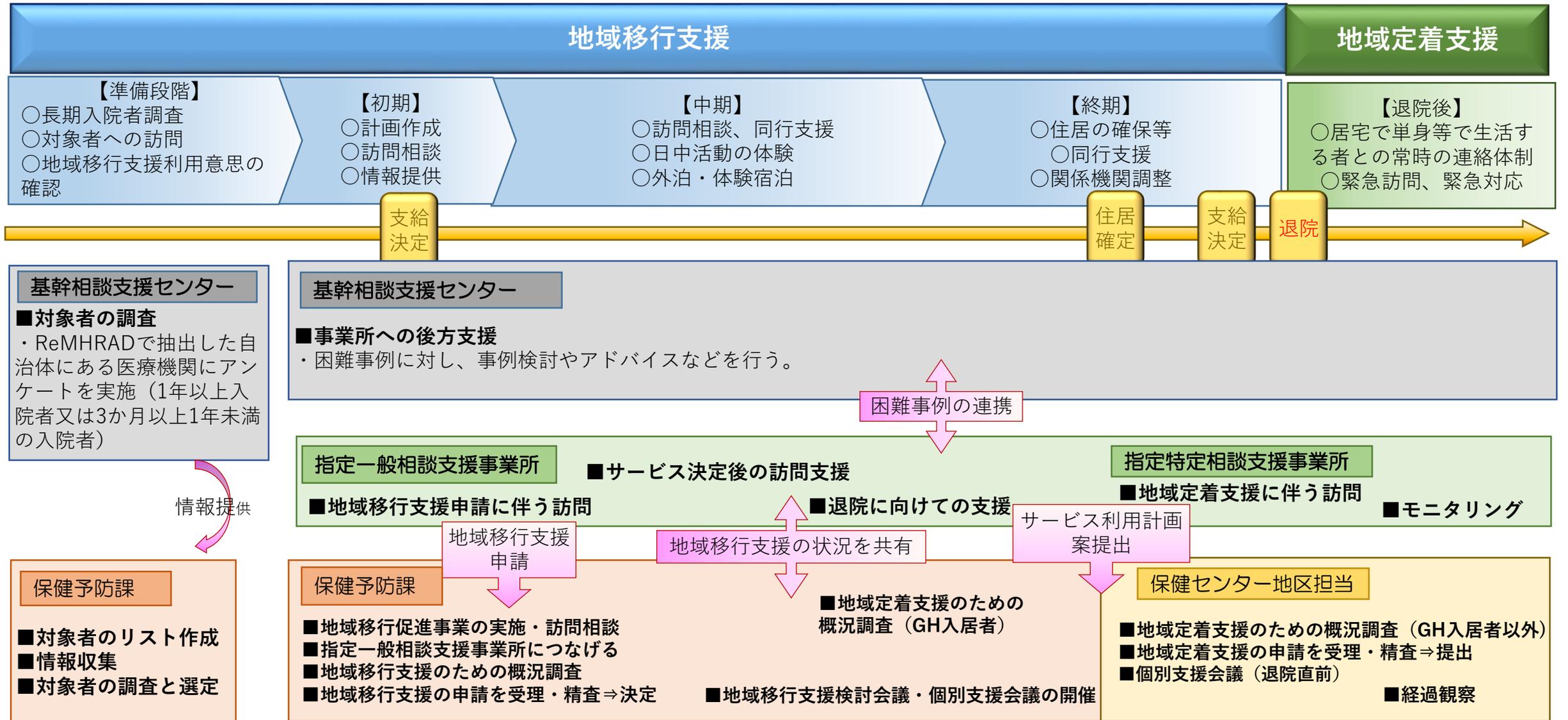


本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ

～①基幹相談支援センター ②地域生活支援拠点等 ③協議会の役割～



墨田区地域移行・地域定着



墨田区の権利擁護・虐待の防止

障害者虐待防止法（平成24年10月1日施行）

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

- ★障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障害者を現に養護する人に対して支援措置を講じることなどを定めたものです。

墨田区障害者虐待防止センター設置

- ・知的・身体は障害者福祉課、精神は向島・本所保健センターの3か所だったところ、令和6年4月1日からは3障害一体的に基幹相談支援センターが担うこととなった。

- ★「墨田区障害者虐待防止実務マニュアル（令和6年4月Vol.6）」を策定し、対応します。